

平成 22 年第 3 回横須賀市議会臨時会本会議

議員提出議案第 6 号提案説明（11 月 29 日）

ただいま議題となりました、議員提出議案第 6 号 横須賀市議会基本条例中改正について、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

御承知のとおり、市町村議会の議員定数は、地方自治法の規定により、人口規模に応じて定められておりましたが、平成 12 年地方自治法の改正にともない、議員定数は各市町村の条例により定めることが規定されました。平成 13 年第 2 回定例会において横須賀市議会議員定数条例を制定し、その定数を 45 名とし、平成 18 年第 4 回定例会において横須賀市議会会議条例中改正を行い、定数を 2 名削減し「43 名」としました。

そして本年 6 月 25 日に公布された議会基本条例では、議員定数の部分を議長の諮問機関である議会制度検討会における審査にゆだねるべく定数「43 名」のままとし本日を迎えました。

議会制度検討会においても 22 回にわたる真摯な審議のなかで、議員定数についても議論を尽くしましたが、意見の一致を見ることが出来ませんでした。

本日私たちニューウィング横須賀は、横須賀市議会基本条例の一部を改定し第 5 条中議員定数について「43」から 6 名減員し「37」とする条例改正案をここに提出いたします。

ここで、今回、議員定数を6名減員し「37」とした理由について申し上げます。ご承知のごとく、本市における経常収支比率の高止まり、および単年度ベースでのマイナス収支の計上など、本市財政の危機的な硬直化は各議員の共有認識であると考えます。行財政改革の一翼を担う議会としても、当然、自らの意志で効果が目に見える改革を行わなくてはなりません。

その一方で、議会基本条例が予定する「議員の調査能力」「議員の提案能力」の向上について、財源確保も含め新たな議会費対応が求められています。

また、議員定数の削減に対する市民の関心は極めて高く、減員への期待があることも事実です。しかし、市民の付託を受けた議員による市政への意志反映という大切な議会機能が希薄になることは避けなければなりません。

これらの、相反する与条件を解決するためには、改選期ごとに議員数を漸減するのではなく、ぶれない根拠をまず設定すべき時期に来ているのではないのでしょうか。私たちニューウィング横須賀は一般的とされる「人口」をもとにした考え方ではなく「有権者数」一万人に対し議員一名を「根拠数」として設定しました。本市の有権者数 353,159 に対する議員数は36名となります。そして、これらを目標値として、各常任委員会における奇数構成を勘案すれば「37」という数字に至ります。議会費に占める削減の効果額は議員報酬ベースだけでも約7,500万円になります。この効果額のすべてを議会

費から減額するのではなく、相当額を議員の政務調査機能の充実や議会事務局の強化費に振り分けることができます。

以上で議員定数を6名減員して「37名」とする議案について、その根拠と効果を含み提案主旨説明をさせていただきました。議員の皆様におかれましては、この意を十分におくみ取りいただき、本提案に御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。